

CAMベトナムファンド

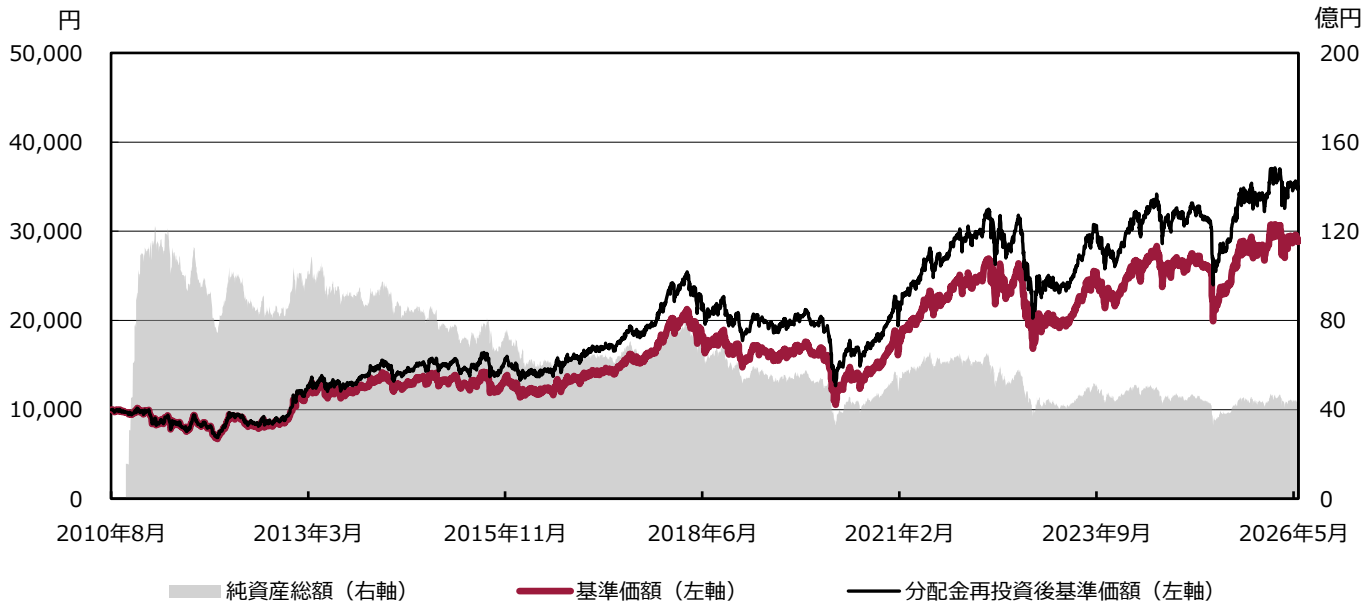
追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

日経新聞掲載名：ベトナムF

基準価額と純資産総額の推移（設定来、2010/8/10～2026/5/29）



| 基準価額・純資産総額 | |
|------------|---------|
| 基準価額 | 28,837円 |
| 前月比 | -450円 |
| 純資産総額 | 43.1億円 |
| 前月比 | -1.2億円 |

| 騰落率 | |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | -1.5% |
| 3ヵ月 | -5.7% |
| 6ヵ月 | 2.2% |
| 1年 | 23.4% |
| 3年 | 38.5% |
| 設定来 | 247.5% |

ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

| 資産配分（純資産比率） | |
|----------------|--------|
| CAMベトナムマザーファンド | 99.1% |
| 現金・その他 | 0.9% |
| 合計 | 100.0% |

表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

| 分配実績（1万口当たり、税引前、円） | | |
|--------------------|-------------|-------|
| 第1期～第26期 | | 2,240 |
| 第27期 | 2023年12月11日 | 0 |
| 第28期 | 2024年6月10日 | 0 |
| 第29期 | 2024年12月10日 | 0 |
| 第30期 | 2025年6月10日 | 0 |
| 第31期 | 2025年12月10日 | 0 |
| 合計 | | 2,240 |

CAMベトナムファンド

追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

CAMベトナムマザーファンド

組入上位10業種 (マザーファンド)

| | | |
|----|------------------|-------|
| 1 | 銀行 | 32.6% |
| 2 | 不動産管理・開発 | 17.6% |
| 3 | 素材 | 9.2% |
| 4 | 資本財 | 6.6% |
| 5 | 一般消費財・サービス流通・小売り | 5.8% |
| 6 | 公益事業 | 5.0% |
| 7 | 金融サービス | 4.9% |
| 8 | 食品・飲料・タバコ | 4.6% |
| 9 | 運輸 | 4.5% |
| 10 | ソフトウェア・サービス | 2.4% |

マザーファンドの資産配分 (純資産比率)

| | |
|--------|--------|
| 株式 | 96.7% |
| 現金・その他 | 3.3% |
| 合計 | 100.0% |

表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

組入銘柄数

| |
|----|
| 43 |
|----|

組入上位10銘柄 (マザーファンド)

| | 銘柄名 業種 | 組入 比率 | 銘柄概要 |
|----|--|----------|---|
| 1 | モバイル・ワールド・インベストメント 一般消費財・サービス流通・小売り | 5.6% | 2004年に設立された家電量販店大手。家電やスマートフォンの販売店に加え、食品スーパーや薬局への展開を進めている。2022年にはインドネシアで家電量販店をオープンし、その後も積極的な出店を行っている。 |
| 2 | ビンホームズ 不動産管理・開発 | 5.5% | 2008年に設立された不動産開発大手。業界最大規模の29,500ha (2025年末) の不動産開発用地を有し、同社のブランド力などを背景にマンションや戸建てなどの住宅分譲事業や賃貸管理事業などを推進している。 |
| 3 | ビンコム・リテール 不動産管理・開発 | 5.5% | 2012年に設立され、ショッピングセンターの賃貸や各種不動産の開発・投資・事業を展開。ベトナムにおけるリテール不動産のトップブランドであり、全国に90か所 (2025年) のショッピングセンターを展開し、国内No.1の地位を確立。 |
| 4 | ベトナム産業貿易商業銀行 銀行 | 5.4% | 1988年に設立され、業界2位の総資産約16兆円 (2025年末) を擁する国営4大銀行の1行。2025年末の不良債権比率は1.10%と低く、コントロールされている。三菱UFJフィナンシャルグループが株式の約20%を保有。 |
| 5 | ホアファットグループ 素材 | 5.3% | 1992年に設立されたベトナム鉄鋼最大手。粗鋼生産能力は1,100万トン (2025年末) と東南アジア最大を誇る。旺盛なインフラ需要などを背景に増産体制の整備にまい進し、新製鉄所の稼働を順次進めている。 |
| 6 | 軍隊商業銀行 (ミリタリー・コマーシャル) 銀行 | 4.9% | 1994年に設立され、業界4位の総資産約10兆円 (2025年末) の大手商業銀行。国防省傘下の機関と連携し、個人・法人向けに幅広い金融サービスを提供する。軍関連企業との深いつながりを持つ。 |
| 7 | ベトナム繁栄商業株式銀行 銀行 | 4.9% | 1993年に設立され、業界5位の総資産約7兆円 (2025年末) の大手民間銀行。リテールや中小企業金融に強く、貸し出し利ざやの高さなどが注目される。三井住友フィナンシャルグループが株式の約15%を保有している。 |
| 8 | ベトナム外商銀行 (ベトコムバンク) 銀行 | 4.3% | 1963年に設立され、総資産約15兆円 (2025年末) を擁する国営4大銀行の1行。与信管理能力が高く、2025年末の不良債権比率は0.58%と業界で最も低い。みずほフィナンシャルグループが株式の約15%を取得している。 |
| 9 | ベトロベトナム・ガス 公益事業 | 3.6% | 1990年に設立された国営ガス大手。天然ガス・液化石油ガス (LPG) などの開発・輸送・保管・加工・販売といった一貫体制を確立している。 |
| 10 | テクコムバンク 銀行 | 3.1% | 1993年に設立され、業界6位の総資産約7兆円 (2025年末) を擁する大手民間銀行。2025年末の当座預金比率が35.9%と業界で高水準にある。複合企業マッサングループが株式の約15%を保有している。 |

CAMベトナムファンド

追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

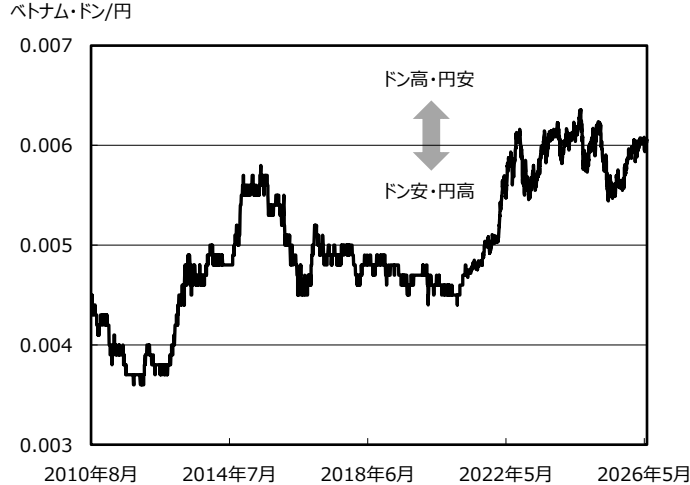
マンスリーコメント

株式市場 ベトナムVN指数の推移
(2010/8/10 ~ 2026/5/29)



出所：ブルームバーグのデータを基に当社が加工して作成。

為替市場 ベトナム・ドン（対円）レートの推移
(2010/8/10 ~ 2026/5/29)



出所：資産運用業協会

■ベトナム株式市場

5月のベトナム株式市場は、VN指数が0.51%上昇し1,863.49ポイントとなりました。米国がイランとの戦闘終結に向けた覚書を準備しており、両国が合意に近づいているとの報道を受け、市場の地政学リスクへの警戒感はやや後退しました。また、ベトナム上場企業の2026年第1四半期（1～3月期）決算は総じて堅調な内容となり、多くのセクターで市場予想を上回ったことから、株式市場は上昇基調となりました。一方で、原油価格の高止まりは依然として世界経済の不確実性要因となっています。そのような中でも、電力・公益セクターには資金流入が継続しました。政府による全国的な節電政策や電力需給逼迫への懸念、エネルギー安全保障がベトナム政府の最重要課題の一つになるとの期待を背景に、エネルギー関連銘柄が大幅に上昇しました。その結果、VN指数は一時的に過去最高値を更新しました。

■運用状況

5月の当ファンドの基準価額は、エネルギー関連株などが上昇した一方、小売り株などの下落がマイナス要因となりました。ベトナムドンが日本円に対して若干下落したこともあり、1.5%の下落となりました。

株式組入比率は高位に維持し、高い成長や流動性が継続して見込める銘柄を中心に組み入れています。引き続き、今後有望と思われる金融、不動産、インフラ関連、消費関連などのセクターを中心に投資して参ります。

■今後の見通し

多くの大手企業は2026年第1四半期に、二桁成長の好調な決算を発表しており、2026年第2四半期も持続すると見られます。また、政府は2026年からGDPの年10%以上の成長を目指し、税法改正や偽造品防止などにより消費分野の売上が伸びることが期待されています。

米国はIEEPA（国際緊急経済権限法）に基づく関税徴収を停止し、世界各国に対して10%の追加関税を適用することで、ベトナム製品の国際競争力が維持されると見られ、貿易リスクは和らぐ方向にあると想定しています。FTSEラッセルによる市場格上げ、大型新規株式公開（IPO）の増加、そして国有企業の経営効率化の推進などは、今後の株式市場における重要なカタリストとして期待されており、国内外からの資金流入を大きく促進する要因になると見られています。さらに、大規模インフラプロジェクトを中心とした公共投資の力強い執行が期待されており、これが民間建設企業などの主要な成長ドライバーとして引き続き作用すると見られています。

CAMベトナムファンド

追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

ファンドの特色

当ファンドは、ベトナムの取引所に上場する株式、ベトナムの取引所に準ずる市場において取引されている株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場するベトナム関連企業の株式に投資します。

ファミリーファンド方式とは、投資家の資金をまとめてベビーファンド（CAMベトナムファンド）とし、ベビーファンドがマザーファンド（CAMベトナムマザーファンド）に投資することによって、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。ベトナム株への実質的な投資は、マザーファンドで行われます。

運用プロセス

ベトナム株式およびベトナム関連企業の株式の中から比較的割安で投資魅力度の高い銘柄への投資に注力し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。

トップダウン分析とボトムアップ分析を組み合わせたアプローチを用います。

- トップダウン分析ではマクロ経済動向および政治情勢等の見通しについて検討した結果を投資判断に活かします。
- ボトムアップ分析ではPER（株価収益率）などの指標分析やその他情報等を参考にして投資対象銘柄の選択および各銘柄への配分を決定します。

ファンドに係わるリスクについて

| | |
|----------------------------|--|
| 株式の価格変動リスク | 当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |
| 為替変動リスク | 当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |
| カントリーリスク | 当ファンドが投資するベトナムの経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。 |
| 信用リスク | 株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。 |
| 流動性リスク | 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |
| 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク | 解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。 |
| 資金移動に係るリスク | 当ファンドの主要投資対象国であるベトナム政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

CAMベトナムファンド

追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.5%（信託財産留保額）を控除した価額となります。 |
| 換金代金 | 原則、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日のお申込み受付分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 |
| 換金制限 | ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限とします。（設定日：2010年8月10日） |
| 繰上償還 | 受益権口数が1億口を下回るようになった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。 |
| 決算日 | 原則、6月10日および12月10日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |

CAMベトナムファンド

追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

お客様にご負担いただく費用

- お申込時に直接ご負担いただく費用
購入時手数料： 申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30% (税抜3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ご解約時に直接ご負担いただく費用
信託財産留保額：換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
固定報酬： 信託財産の純資産総額に対して年率2.618% (税抜2.38%)
実績報酬： ハイウォーターマーク方式による実績報酬22% (税抜20%)
その他費用： 有価証券等の取引に伴う手数料（売買委託手数料、保管手数料等）、ファンドの監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等

※ 上記の費用（手数料等）の合計額は保有される期間等により異なりますので、予め表示することができません。
※ 詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、キャピタル アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込の際には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）等をご確認の上でご自身でご判断ください。
- 当資料は、信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、数値、コメント等は過去の実績に基づくものであり、将来の運用成果および市場環境の変動を示唆・保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って投資元本や利回りが保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は、預金または保険契約とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関から購入した場合は、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

委託会社その他関係法人の概要

- 委託会社： 信託財産の運用業務等を行います。
キャピタル アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第383号
加入協会： 一般社団法人資産運用業協会
- 受託会社： 信託財産の保管・管理業務等を行います。
三井住友信託銀行株式会社

CAMベトナムファンド

追加型投信/海外/株式



CAM
Capital Asset Management

■ 販売会社（五十音順）

| 金融商品取引業者等の名称 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 資産運用業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 第一種金融商品取引業協会 |
|---|----------|------------------|---------|-------------------|---------------------|------------------------|
| 安藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第1号 | ○ | | | |
| 株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第633号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第10号 | ○ | | ○ | |
| 香川証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長（金商）第3号 | ○ | | | |
| キャピタル・パートナーズ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第62号 | ○ | | | ○ |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第140号 | ○ | | ○ | ○ |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第121号 | ○ | | | ○ |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 丸八証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第20号 | ○ | | | |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |